

市民コメントで寄せられた意見及びその対応一覧

1. 市内 60歳代 女性

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
1	P. 50	①スポーツ・文化活動への支援 24 スポーツ大会への参加促進	目標値に「デフリンピックへの開催周知」を加えてください。2025年に世界中から聞こえない人が集まり、聞こえない人のオリンピックでもある「デフリンピック」が開催されます。パラリンピックの知名度は高いですが、デフリンピックは、まだまだ知られていません。埼玉県としても普及啓発活動を行うとしていますので坂戸市でもぜひお願いします。	ご意見を踏まえ、計画50ページの24番「スポーツ大会への参加促進」を「スポーツ大会への参加促進と普及啓発」と修正、「事業内容・方向性」の文章中に「また、パラリンピックやデフリンピックなどのスポーツ大会の周知を図り、普及啓発を行います。」と追加、「現状値・目標値」として「パラリンピックやデフリンピックなどのスポーツ大会の周知」を追加させていただきます。
2	P. 62 P. 74	①防災体制の整備 56 災害用バンダナの配布 ②情報取得にかかる用具等の充実 79 災害用バンダナの配布	災害時に聴覚障害のある人や手話や筆談ができる健聴者であることが一目で分かるように「災害用バンダナ」を配布します。とありますが、 →災害時に「聞こえない人・聞こえにくい人」であることや「手話がわかる・聞こえる人」であることが一目でわかるよう「災害用バンダナ」を配布します。と文言を変えてください。筆談はどなたでもできます。そういった方もとても大切ですが、バンダナは「手話言語で生活している聞こえない人」「手話言語がわかる聞こえる人」がいるということを知らせたいという主旨で作成していただいたと思っています。 また「健聴者」という言い方は聞こえること＝健康聞こえないこと＝健康ではないというイメージがあります。健聴者ではなく「聞こえる人」または「聴者」としていきたいと思えます。	ご意見を踏まえ、「聴覚障害のある人や手話や筆談ができる健聴者」を「聞こえない・聞こえにくい人」であることや「手話のできる聞こえる人」と修正させていただきます。

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
3	P. 76	(2)意思疎通支援にかかる人材育成	<p>手話奉仕員の養成研修事業の推進・・・①手話通訳者や視覚障害者支援ボランティアの育成とあります。また現状値、目標値に手話通訳者養成講習会(準備コース)とありますが、手話奉仕員と手話通訳者は分けて記述していただくとありがたいです。</p> <p>手話がわかることと手話通訳ができることは別のものです。手話通訳をするためには通訳技術の習得が必要です。英語がわかることと英語の通訳ができることは違うということを考えてわかりやすいかと思えます、ですので文言を下記のようにしていただければと思います。</p> <p>→(2)意思疎通支援にかかる人材育成</p> <p>手話奉仕員、手話通訳者の養成研修事業の推進、視覚障害者支援講習会の開催等を通じて聴覚障害や視覚障害のある人の意思疎通を支援する人材の育成を推進します。</p> <p>①手話奉仕員、手話通訳者や視覚障害者支援ボランティアの育成</p> <p>82 事業名 手話奉仕員養成研修事業の推進</p> <p>82—2 事業名 手話通訳者養成研修事業の推進</p> <p>事業内容 聴覚障害のある人の日常生活において必要な手話通訳活動を行う通訳技術を習得した手話通訳者を養成します。</p> <p>目標値 手話通訳者養成講習会(準備コース)→手話通訳者養成講習会</p> <p>できましたら「聴覚に障害のある人」は→「聞こえない人・聞こえにくい人」に統一できればと思います。</p> <p>ご検討いただけますようよろしくお願いいたします。</p>	<p>手話奉仕員と手話通訳者は、障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業の意思疎通支援事業の制度上は別の位置づけであることは認識しております。</p> <p>坂戸市の「手話通訳者養成事業」は手話奉仕員である登録手話通訳者養成を目的としていることから、現行の枠組みとさせていただきます。</p> <p>なお、事業名は「手話通訳者養成事業」であることから、計画76ページの「(2)意思疎通支援に係る人材育成」の文章、82番の「事業名」と「事業内容・方向性」に記載している「手話奉仕員」の文言は、「手話通訳者」と修正させていただきます。</p>

2. 市内 50歳代 男性

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
1	P. 50	①スポーツ・文化活動への支援	2025（令和7）年に東京 2025 デフリンピック（ろう者のオリンピック）が開催されます。オリンピックやパラリンピックと比べて知名度が低く、選手たちの競技環境の改善も必要となっています。埼玉県でも啓発取組を進めることになっていますので、ぜひ坂戸市でも取り組んでいただきたいと思います。項目 22 または項目 24 に追記するか、別に項目を追加するのがよいと思います。	ご意見を踏まえ、計画50ページの24番「スポーツ大会への参加促進」を「スポーツ大会への参加促進と普及啓発」と修正、「事業内容・方向性」の文章中に「また、パラリンピックやデフリンピックなどのスポーツ大会の周知を図り、普及啓発を行います。」と追加、「現状値・目標値」として「パラリンピックやデフリンピックなどのスポーツ大会の周知」を追加させていただきます。
2	P. 62 P. 75	①防災体制の整備 56 災害用バンドナの配布 ②情報取得にかかる用具等の充実 79 災害用バンドナの配布	「・・・手話や筆談ができる健聴者であることが・・・」と書いてありますが、筆談ができれば誰でもよいと誤解されることが懸念されます。 また、「健聴者」という表記はきこえない人を異常とみなすことにつながることから、現在はほぼ使われなくなっています。「・・・手話のできるきこえる人であることが・・・」という書き方がよいと思います。	ご意見を踏まえ、「聴覚障害のある人や手話や筆談ができる健聴者」を「聞こえない・聞こえにくい人」であることや「手話のできる聞こえる人」と修正させていただきます。

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
3	P. 76 P. 102	82 手話奉仕員養成研修事業の推進 ⑦手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員と手話通訳者は求められている役割や専門性が異なり、制度上も別々の位置づけとなっています。手話通訳者養成講習会（準備コース）は手話奉仕員養成研修事業とは別の項目とすべきと考えます。	手話奉仕員と手話通訳者は、障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業の意思疎通支援事業の制度上は別の位置づけであることは認識しております。 坂戸市の「手話通訳者養成事業」は手話奉仕員である登録手話通訳者養成を目的としていることから、現行の枠組みとさせていただきます。 なお、事業名は「手話通訳者養成事業」であることから、計画76ページの「(2) 意思疎通支援に係る人材育成」の文章、82番の「事業名」と「事業内容・方向性」に記載している「手話奉仕員」の文言は、「手話通訳者」と修正させていただきます。
4	P. 102	⑤意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、高次脳機能障害等のため、・・・」と書いてありますが、視覚、高次脳機能障害のある人は、手話通訳者や要約筆記者ではなく別のコミュニケーション手段が必要となりますので、誤解を与えないような説明が必要だと思えます。なお、盲ろう者については、盲ろう者通訳・介助員派遣事業（埼玉県）があります。	ご意見を踏まえ、前段では、⑤意思疎通支援事業の説明文、後段で本市の状況を説明し、市の「実績及び見込量」の表との整合性を図るよう修正します。
5	P. 102	脚注 28	「筆談要約筆記、OHP要約筆記、パソコン要約筆記等がある」と書いてありますが、正確には「手書きで行う要約筆記（ノートテイク、OHP、OHC）とパソコンで行う要約筆記がある」という書き方がよいと思えます。なお、筆談と要約筆記は異なります。	ご意見を踏まえ、「筆談要約筆記、OHP要約筆記、パソコン要約筆記等がある」の文言について「手書きで行う要約筆記（ノートテイク、OHP、OHC）とパソコンで行う要約筆記がある」と修正させていただきます。

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
6	全体	坂戸市手話言語条例について	<p>坂戸市手話言語条例にかかる施策については、障害者福祉プランの中でも独立した章あるいは項目として載せるべきと考えます。今回難しいのであれば次期プランで検討していただくとして、今回のプランではたとえば「資料編（P106～）」に坂戸市手話言語条例、坂戸市手話言語条例推進方針、坂戸市手話言語条例施策体系図を掲載していただくようお願いします。</p>	<p>74ページの77番「手話に関する情報の発信」において、坂戸市手話言語条例に基づいた手話への理解及び手話の普及の促進を図る事業を掲載させていただいております。</p> <p>また、資料編に坂戸市手話言語条例を掲載させていただきます。</p>

3. 市内 70歳代 女性

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
1	全体	全体	<p>自分自身のことです。2015年クモ膜下による体幹機能障害・歩行困難になり、「一生車イス」と言われ、はってでも自分で歩くときめ、今現在歩いています。何が障害なのか、個々に違います。</p> <p>何事も相手を理解する必要性を感じています。そこでオープンな相談室があればと思います。そのメンバーに学識経験者は必要ありません。障害者を多く入れ、意見を出し合い心を開きたいです。心が開かないと障害者自身は前に進めません。障害者に励ましは必要ありません。「頑張れ」の言葉は必要ありません。障害者は頑張っています。</p>	<p>障害のある方が話しやすく相談ができる場は重要であると考えます。坂戸市では生活を支援し、自立と社会参加の促進を図ることを目的とした坂戸市障害者等相談支援センターがあり、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、社会生活力を高めるための支援、介護相談等を行っております。</p> <p>今後とも障害のある方が話しやすい相談支援体制の充実を図ってまいります。</p>